規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ 12回 2024.04.24

資料3

## 地域公共交通に関わる論点

福島大学 経済経営学類 教授

前橋工科大学 学術研究院 特任教授(クロスアポイントメント)

吉田樹

## 自己紹介

# 吉田 樹(よしだ いつき) 福島大 教授 / 前橋工科大 特任教授



- 千葉県松戸市生まれ。東京都立大学大学院都市科学研究 科博士課程修了。博士(都市科学)。
- 首都大学東京都市環境学部リサーチ・アシスタント、同助教、福島大うつくしまふくしま未来支援センター特任准教授を経て、2013年4月より福島大経済経営学類准教授。2023年4月より、クロスアポイントメント制度で前橋工科大にも籍を置く。
- **専門:地域交通政策**、地域観光政策、地域経済論
- 東北・関東を中心に各地(八戸圏域,那須地域,秩父地域,沼津,飯能,長野県須坂,小田原,和光,武蔵野市,札幌,仙台・・・全国約40地域)の公共交通政策に携わり、「現場での実践」に基づく理論構築に努める。
- ◆ な著書に『生活支援の地域公共交通』(学芸出版社:第 35回交通図書賞(第一部:経済・経営部門))
- 交通政策審議会地域公共交通部会臨時委員などを歴任

### 日本における地域交通の特徴と課題

- 国際的に「稀有な」日本の公共交通とその限界
- ◆ 日本の地域公共交通は, 交通事業者の「営利事業」であった
  - →エリア独占と内部補助によるサービス維持(需給調整規制)
- ◆ 2002年の「規制緩和」で、乗合バスの需給調整規制は撤廃
  - →不採算路線の維持に関わる意思決定は自治体に移行
  - ⇔自社の赤字負担は消えず,新規参入も限定的:運転士不足
- 現在は、「協議会」での意思決定を重視した政策に
- ◆ 二法協議会を活用し, 自治体の意思で「できること」は拡大
  - ⇔都市圏で活用例に乏しく、「諸問題」の解決に非力な現状
- ◆地域交通政策は,交通事業者や地域住民等との責任分担が必要・・・行政だけでは完遂できない(⇒「共創」へのシフト)
  - →合意形成の過程なくして、相手からの「信頼」は得られない

制改革への期待は、地域交通の「底上げ」にある

## 地域交通を再設計(リ・デザイン)する意義

- 都市規模別に集計した交通分野の家計支出
  - ◆ 地方都市圏は、自家用車の維持・利用に関わる支出が多くなる傾向。交通分野の支出が家計に重くのしかかる
    - ⇔クルマ以外の選択肢を求める若者層・・・居住地選択に影響

(2019年 計調査) ※2人以上世帯	交通分野の 家計支出	公共交通 運賃等	自家用車 維持・利用
政令指定都市/東京都区部	226, 125	72,800	153, 325
人口15万以上の都市(上記除)	249, 243	52, 536	196, 707
人口5万以上15万未満の市	268, 379	45, 911	222, 468
人口5万未満の市/町村	286, 289	29,065	257, 224
	(円)	(円)	(円)

自家用車依存度が高い地域では、家計や生活時間に 余裕が生まれず、「地方創生」が一層困難に

## 地方都市の「酷い渋滞」にどう対応するか

■ 高崎駅~本町(前橋市)間: 時刻表上40分/<u>実際73分</u>

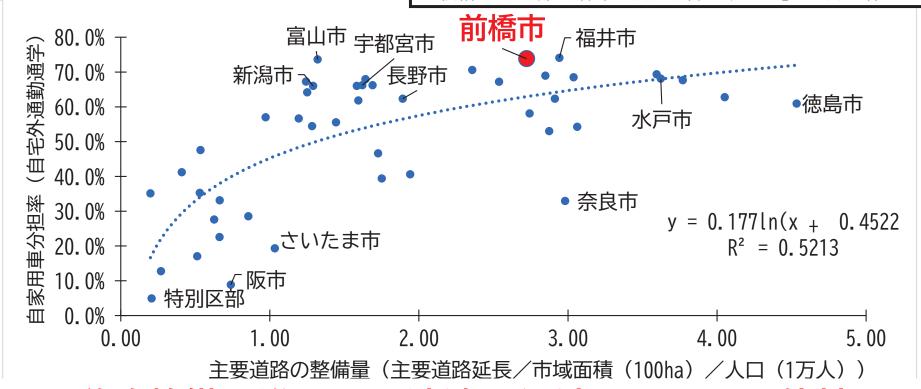


## 参考:道路整備するほど使われる自家用車

- 主要道路の整備量が多い都市ほど自家用車依存
- ◆主要道路(国道·県道)の整備量が高い県庁所在地(特別区部を含む) ほど, 自宅外通勤・通学者の自家用車分担率(2020年国調:従業

地・通学地集計)が高い傾向

「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」より吉田作成



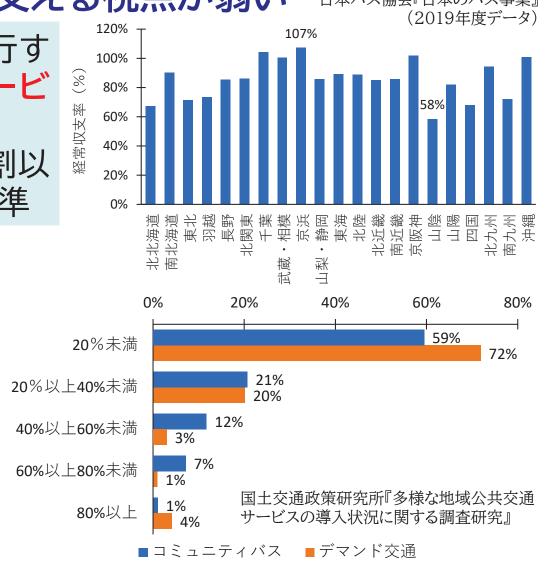
道路整備を進めても渋滞は解消できない可能性

## 「事業者任せ」と「自治体丸抱え」の両極端

#### 「基幹的サービス」を支える視点が弱い

日本バス協会『日本のバス事業』 (2019年度データ)

- 交通事業者が運営・運行す る路線には「基幹的サービ ス」も多く含まれる
- 地方部も概ね収支率6割以 上を確保。他国より高水準
- ▶ コミュニティバスやデ マンド交通の収支率は 多くが2割未満
- ◆ 事業者任せのサービス ビスとが極端に二分さ 解消に偏車 しすぎ る点が日本の課題



## タクシーより低い乗合バスの原価

#### ■ F県のタクシー原価

(2017年度:34社データより吉田推計)

費用内訳	総走行キロ 原価(円)	割合
運転者人件費	93.9	54.0%
その他人件費	9.8	5.6%
燃料油脂費	14.2	8.1%
車両修繕費	3.4	2.0%
車両償却費	3.7	2.1%
自動車リース費	1.6	0.9%
その他運送費	11.3	6.5%
一般管理費	34.5	19.8%
営業外費用	1.6	0.9%
計	173.9	100.0%

,実車率:41.6%

実車キロあたり原価 418円

#### ■ 東日本の乗合バス原価

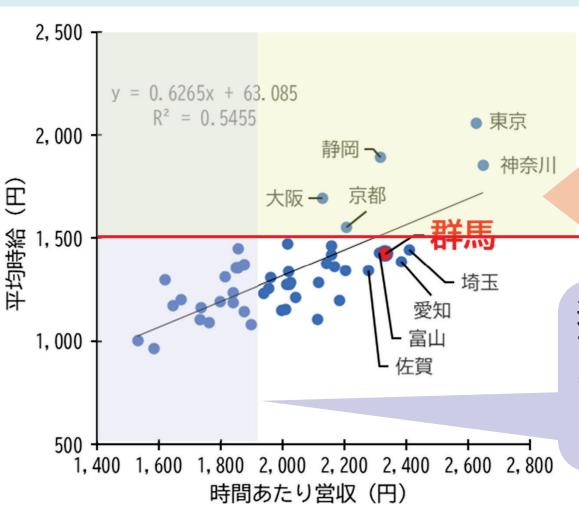
(2017年度:『日本のバス事業』より)

東北(民営)	324.35円
羽越	336.45円
長野	445.48円
北関東	291.27円
千葉	447.09円
武蔵・相模	509.02円
京浜(民営)	631.22円

乗合バスは原価を限界まで切り詰めてきた現実 地方タクシー(非流し)の 非効率さ(流し地区と同じ 事業制度の限界)

## 現行の「自家用車活用事業」はどう作用?

- 地方都市や農山村地域の「底上げ」には至りにくい
- ◆各都道府県における2019年の輸送実績より下記を推計



「自家用車活用事業」の 運転者は,時給1,500 円程度で募集中

→ 現行の自家用車活 用事業が地域交通 の「底上げ」になり得 る領域

運転士の最低賃金を確保 するために会社が補填す る可能性がある領域

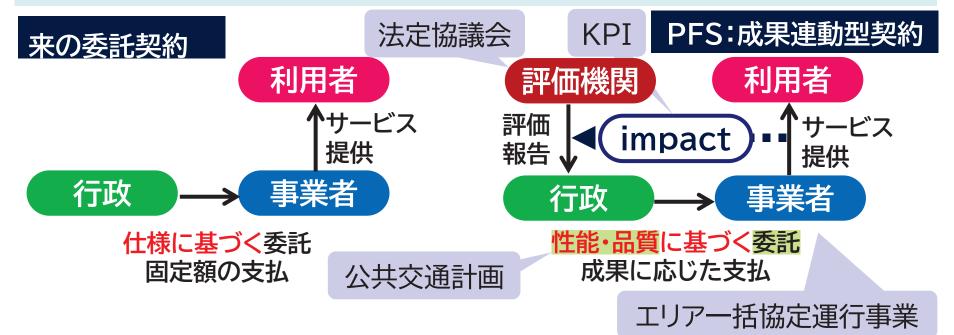
→ タクシー事業自体が継続困難になる可能性

## 地域交通の「底上げ」に求めたい規制改革

- ■「非流し」地域のタクシー事業制度は再編が必要
- ◆「流し」主体(=事業者の選択性が低い)の地域と,「呼び出し」主体の地域(=選択性が高い)が同じ市場を前提にすることの限界
  - → 値付けの多様化(例:ダイナミックプライシング, 会員制定額)が必要
    - ✓ ダイナミックプライシングは「流し」地域でも有効
    - ✓ タクシー特措法の(準)特定区域は「協議運賃」の対象外(自家用有償旅客運送の方が「自由」に設定できる現状)
- ■「78条3号」を郊外・過疎地域の「底上げ」に活かす
- ◆ 運営継続が難しいタクシー会社や営業所を「承継」できるように
  - □ 過疎地域等の小規模事業者(管理者自体が高齢に)
  - □ 自治体の「中心部」から離れた営業所(一般管理費を下げつつ,中心部からの長距離回送も回避できる)
- ◆「掛け持ち」型の地方都市郊外や農山村地域の地域交通に対応
  - □ 社会福祉法人, 医療法人, 農協, NPOなど「有償運送」で実績あり

## 「赤字補填」から「サービスの購入」へ

- 官民連携手法の「契約」に対応させた制度に
  - ◆行政費用を抑えつつ、社会課題の解決を図るファイナンス手法に、PFS(Pay for Success)やSI (Social Impact ond)が存在。成果指標(impact)の達成度に応じて対価・報酬が支払われる
  - ◆ SIB: 事業者が金融から資金調達。行政からの報酬で返済



協議会の「実質化」や補助制度の「転換」が必要